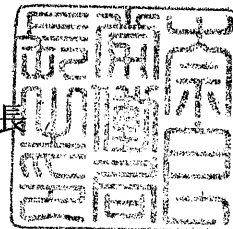




奈勞発基1010第1号
平成26年10月10日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年8月20日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）及び平成26年8月25日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）により、ジメチルー2、2-ジクロロビニルホスフェイト及びジクロロメタンを含む発がんのおそれのある有機溶剤10物質を特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。（別添1「労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要」・別添2リーフレット「特定化学物質障害予防規則等を改正しました」参照）

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。